

京都市有財産を次のとおり一般競争入札により売却します。

令和2年12月4日

京都市長 門川 大作

1 入札物件

(1) 1号物件 (更地)

所在 東山区福稲川原町1番11

東山区福稲下高松町64番

地積 3,039.77平方メートル

予定価格 595,800,000円

(2) 2号物件 (建物付)

所在 伏見区下鳥羽広長町210番

地積 2,177.74平方メートル

予定価格 245,600,000円

(3) 3号物件 (更地)

所在 右京区太秦一ノ井町25番1,108番

地積 212.61平方メートル

予定価格 29,770,000円

(4) 4号物件 (建物付)

所在 山科区竹鼻扇町3番2

地積 156.79平方メートル

予定価格 16,100,000円

(5) 5号物件 (建物付)

所在 北区鷹峯木ノ畑町68番

地積 6,296.85平方メートル

予定価格 523,400,000円

(6) 6号物件 (更地)

所在 右京区西京極新田町23番3

地積 175.49平方メートル

予定価格 29,660,000円

2 売却条件

- (1) 現状のまま売却する。
- (2) その他の条件及び特約条項については、入札案内書及び京都市ホームページに掲載している売買契約書（案）にて確認すること。

（掲載ページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000275608.html>）

3 入札日時

令和3年2月16日（火） 午前10時開始（午前9時30分受付開始）
午後 2時開始（午後1時30分受付開始）

4 入札場所

京都市消防局本部庁舎7階作戦室（予定）

※ 入札参加者に、後日連絡します。

5 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しない。

- (1) 入札しようとする市有地に係る事務に従事する職員
- (2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地の売買契約をしようとする者
- (6) 入札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地の売買契約をしようとする者

6 入札案内書の確認

入札希望者は、入札案内書の物件明細、売買契約書（案）等の各条項及び入札物件の法令上の規制を全て承知したうえで入札するものとする。

入札案内書は、次のとおり配布するほか、京都市ホームページに掲載する。

（掲載ページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000275608.html>）

(1) 配布期間

令和2年12月4日（金）～ 令和3年1月22日（金）

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

配布場所の開庁（営業）時間内

(2) 配布場所

- ア 京都市行財政局資産活用推進室（京都朝日会館6階）
- イ 京都市交通局企画総務部財務課（サンサ右京5階）
- ウ 京都市上下水道局経営戦略室（上下水道局本庁舎2階）
- エ 市役所案内所（分庁舎1階及び北庁舎1階）
- オ 各区役所及び支所の地域力推進室まちづくり推進担当

7 入札参加申込み

入札希望者は、申込受付期間内に、申込場所へ全ての必要書類を持参しなければならない。

(1) 申込受付期間

令和3年1月19日（火）から1月22日（金）まで

(2) 申込受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 申込場所

京都市行財政局資産活用推進室（京都朝日会館6階）

(4) 必要書類

必要書類は、申込受付場所にて入手するほか、京都市ホームページに掲載の様式をダウンロードして使用すること。

（掲載ページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000275608.html>）

- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 誓約書（入札参加資格等に関するもの）
- ウ 誓約書（京都市暴力団排除条例に関するもの）
- エ 営業所所在地等報告書兼誓約書（法人の場合）
- オ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書（法人の場合）
- カ 住民票の写し（マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）及び印鑑登録証明書（個人の場合）

※ オ及びカは、申込日を基準として3箇月以内に発行されたもの

8 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上に相当する額を、入札当日の受付で、金融機関保証小切手により納入しなければならない。

9 入札の無効に関する事項

京都市市有地入札事務取扱要綱第10条及び第16条の規定による。

京都市市有地入札事務取扱要綱（抄）

（入札の無効）

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）入札参加資格のない者が入札したとき、又は第7条第2項に規定する委任状及び一般競争入札参加資格者証を提出しない代理人が入札したとき。
- （2）指定の時刻までに入札書を提出しなかったとき。
- （3）所定の入札書以外で入札したとき。
- （4）郵便により入札したとき。
- （5）入札保証金が、入札金額の100分の5に満たないとき。
- （6）予定価格を下回る額で入札したとき。
- （7）同一入札物件につき、入札者又はその代理人が他の入札者の代理をしたとき。
- （8）入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- （9）代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人使用印と異なる印鑑が押印されているとき。

- (10) 入札者又はその代理人が1人で同一事項の入札に対し、2枚以上の入札書で入札したとき。
- (11) 入札金額の記載に訂正があるとき。
- (12) 主要事項（入札金額、入札者並びにその代理人の住所及び氏名をいう。次号において同じ。）の記載が明確でないとき、又は漏れているとき。
- (13) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記器具により主要事項を記入したとき。
- (14) 入札金額以外の文字、数字等を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (15) 入札者が協定して入札をしたときその他入札に際し不正の行為があったとき。
- (16) 入札関係職員の指示に従わないなど、入札会場の秩序を乱したとき。
- (17) その他入札に関する条件に違反したとき。

（入札保証金の帰属）

第16条 落札決定後、本市が定める日までに落札者が契約を締結しないとき（落札後、入札参加資格を有しない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、その落札を無効とする。この場合において、入札保証金は、違約金として本市に帰属するものとする。

10 その他

（1）現地見学会及び現地確認

以下の日程で現地見学会を実施する。

なお、3号物件及び6号物件については、現地見学会を実施しない。

1号物件 令和2年12月14日（月） 午後1時30分から午後3時まで

2号物件 令和2年12月14日（月） 午前10時から午前11時30分まで

4号物件 令和2年12月15日（火） 午前10時から午前11時まで

5号物件 令和2年12月15日（火） 午後1時30分から午後3時まで

物件の引渡しは、原則、現状のままで行うので、入札に参加しようとする者は、現地見学会に参加できない場合は、必ず事前に、各自で現地を確認すること。

（2）入札当日の受付

入札参加者は、入札会場で入札前に受付を済まさないといけない。

(3) 代理人の入札

入札者が代理人であるときは、入札当日の受付時に委任状を提出しなければ、入札に参加することができない。

(4) 郵送による入札

郵送による入札は、認めない。

(5) 契約の締結

本市と落札者との売買契約は、入札案内書の売買契約書（案）に基づき、落札決定後、本市が指定する期間内に締結するものとする。落札者が落札物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合がある。

(6) 売買代金の納入

落札者は、次のいずれかの方法で、売買代金を納入するものとする。

ア 売買契約締結と同日に、売買代金の全額を一括納入する。この場合、落札者が納入した入札保証金は、売買代金に充当される。

イ 売買契約締結と同日に契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する額（円未満切上げ）を納入し、その後、市長が定める日までに売買代金と契約保証金の差額を納入する。この場合、落札者が納入した入札保証金は、契約締結時に契約保証金に充当される。また、落札者が納入した契約保証金は、売買代金と契約保証金の差額の納入があったときに売買代金に充当される。

(7) その他必要事項

その他、入札について必要な事項に関しては、京都市市有地入札事務取扱要綱及び入札案内書に定めるところによる。

(行財政局資産活用推進室)